

# 公共交通機関の乱れが発生した場合の原則的な取扱いについて

教 務 部

列車等公共交通機関の乱れによる生徒への対応及びその出席の取扱いについては、次の1及び2によるものとします。

## 1 通常の授業時

- ・JR各線等公共交通機関が終日運休して、登校できない生徒は自宅学習とします（出停扱い）。
- ・部分運休や断続的な運行をしている場合は、最寄りの駅等で待機し、復旧次第登校してください。また代行輸送があればそれを利用してください（時間出停扱い）。
- ・運行が遅れている場合で、帰りの交通手段が確保できないか、天候が回復する見込みがないと学校で判断した場合は、自宅学習してください（出停扱い）。

注意 ①列車が遅れている場合でも、バスや保護者等の車等他の手段で登校できる生徒は登校してください。

②状況は刻々と変化し、それによって学校の対応も変化するので、生徒は、「前回と同じ対応」や「勝手な判断」「誰かからの又聞き」ではなく、基本的には生徒が学校に連絡を入れ、対応について確認してください。

## 2 考査時

### ①JR等多数の公共交通機関が終日運休した場合や、2時間以上遅れた場合

- ・登校できなかった生徒は出停扱いとし、登校した生徒には考査を実施せず自習となります。
- ・その日の考査は原則として最終日以降に延期して実施します。ただし、成績処理の都合で後に回せない場合や、科目を他日に振り分けて実施できる場合は、日程を組み直して実施します。

### ②2時間程度の遅れ（概ね生徒が揃うまでに要する時間）

- ・そのまま時間を遅らせて実施します。

注意 遅れて実施する場合は、全員揃うことが原則ですが、状況により全員揃わなくても登校していない生徒が少数になった時点で考査を実施します。

①考査開始後登校した生徒は、終日別室で受験します。

②考査を実施した際に登校できなかった生徒については、内規に準じて対応します。